

財務諸表(その1)

貸借対照表

資産の部

(単位:千円)

科 目	第70期 (令和4年3月31日現在)	第71期 (令和5年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	2,434,266	3,109,972
預 け 金	248,500,510	148,341,538
有 価 証 券	66,343,609	66,651,537
国 債	7,518,969	7,394,613
社 債	51,871,626	51,499,845
株 式	6,707,112	7,483,177
その他の証券	245,900	273,900
貸 出 金	704,370,578	779,896,377
割 引 手 形	1,216,626	1,179,724
手 形 貸 付	62,588,622	85,271,516
証 書 貸 付	627,006,283	674,949,958
当 座 貸 越	13,559,046	18,495,178
そ の 他 資 産	3,610,698	3,513,253
未 決 済 為 替 貸	46,512	59,143
全信組連出資金	2,416,300	2,416,300
前 払 費 用	30,870	30,577
未 収 収 益	837,825	747,855
その他の資産	279,189	259,377
有 形 固 定 資 産	8,836,657	9,705,539
建 物	2,672,904	2,836,981
土 地	5,707,086	6,356,861
建 設 仮 勘 定	3,246	3,058
その他の有形固定資産	453,420	508,637
無 形 固 定 資 産	103,100	155,026
ソフトウェア	84,053	135,979
その他の無形固定資産	19,046	19,046
前 払 年 金 費 用	62,493	1,985
繰 延 税 金 資 産	1,850,414	1,154,398
債 務 保 証 見 返	723,832	676,139
貸 倒 引 当 金	△9,771,397	△8,425,461
(うち個別貸倒引当金)	(△4,945,442)	(△2,951,767)
資 産 の 部 合 計	1,027,064,763	1,004,780,306

負債及び純資産の部

(単位:千円)

科 目	第70期 (令和4年3月31日現在)	第71期 (令和5年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	802,757,863	841,643,555
当 座 預 金	9,358,823	10,956,765
普 通 預 金	171,824,741	184,155,594
貯 蓄 預 金	366,347	357,076
通 知 預 金	310,572	454,254
定 期 預 金	581,691,355	605,851,497
定 期 積 金	26,168,277	27,302,633
その他の預金	13,037,746	12,565,733
譲 渡 性 預 金	1,000,000	5,000,000
借 用 金	157,500,000	84,500,000
当 座 借 越	157,500,000	84,500,000
そ の 他 負 債	4,032,089	3,732,357
未 決 済 為 替 借	76,012	94,172
未 払 費 用	514,868	603,980
給 付 補 填 備 金	7,060	5,339
未 払 法 人 税 等	2,053,126	1,443,022
前 受 収 益	771,795	962,432
払 戻 未 済 金	172,117	145,004
職 員 預 り 金	231,679	245,853
資 産 除 去 債 務	68,521	59,521
そ の 他 の 負 債	136,908	173,030
賞 与 引 当 金	240,058	214,164
役 員 賞 与 引 当 金	50,100	52,900
退 職 給 付 引 当 金	203,045	161,473
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288,215	290,654
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5,000	3,000
偶 発 損 失 引 当 金	75,272	101,027
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	847,391	804,167
債 務 保 証	723,832	676,139
負 債 の 部 合 計	967,722,868	937,179,438
(純資産の部)		
出 資 金	19,631,720	23,424,455
普 通 出 資 金	19,631,720	23,424,455
資 本 剰 余 金	83,052	83,052
資 本 準 備 金	83,052	83,052
利 益 剰 余 金	37,165,862	41,340,784
利 益 準 備 金	19,730,000	19,730,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	17,435,862	21,610,784
特 別 積 立 金	12,900,000	16,800,000
(経営基盤強化積立金)	(10,000,000)	(10,000,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,535,862	4,810,784
組 合 員 勘 定 合 計	56,880,634	64,848,292
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	487,893	892,028
土 地 再 評 価 差 額 金	1,973,367	1,860,547
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,461,260	2,752,576
純 資 産 の 部 合 計	59,341,895	67,600,868
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,027,064,763	1,004,780,306

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
経常収益	17,679,235	18,699,281
資金運用収益	16,216,166	17,068,509
貸出金利息	15,113,469	15,974,409
預け金利息	358,440	252,033
有価証券利息配当金	515,959	616,218
その他の受入利息	228,296	225,847
役員取引等収益	1,409,728	1,601,660
受入為替手数料	158,221	156,708
その他の役員収益	1,251,507	1,444,952
その他業務収益	52,905	27,666
その他の業務収益	52,905	27,666
その他経常収益	435	1,445
償却債権取立益	-	235
その他の経常収益	435	1,210
経常費用	11,437,659	12,063,056
資金調達費用	791,733	766,230
預金利息	785,231	756,375
給付補填備金繰入額	4,597	3,772
譲渡性預金利息	732	4,847
その他の支払利息	1,171	1,234
役員取引等費用	482,075	454,640
支払為替手数料	95,418	85,119
その他の役員費用	386,657	369,521
その他業務費用	176	921
その他の業務費用	176	921
経費	5,466,839	5,670,111
人件費	2,692,458	2,812,947
物件費	2,456,710	2,549,565
税金	317,670	307,598

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)
その他経常費用	4,696,834	5,171,153
貸倒引当金繰入額	2,738,108	1,365,039
貸出金償却	6,756	328
その他資産償却	14,637	30,307
その他の経常費用	1,937,331	3,775,478
経常利益	6,241,576	6,636,225
特別利益	-	27,966
固定資産処分益	-	27,966
特別損失	2,618	13,260
固定資産処分損	2,618	4,531
その他の特別損失	-	8,729
税引前当期純利益	6,238,958	6,650,930
法人税、住民税及び事業税	2,101,959	1,502,054
法人税等調整額	△389,236	497,956
法人税等合計	1,712,722	2,000,011
当期純利益	4,526,235	4,650,919
繰越金(当期首残高)	9,626	47,045
土地再評価差額金取崩額	-	112,819
当期末処分剰余金	4,535,862	4,810,784

- (注)1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2.その他の経常費用には、債権売却損3,642,774千円が含まれております。
- 3.出資1口当たりの当期純利益 103円92銭
- 4.収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。
- 顧客との契約から生じる収益の主なものには役員取引等収益やその他の業務収益に基づく受取手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、金融機関間手数料を含む)であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。役員取引等収益のうち、貸金庫やインターネットバンキングに係る利用料料等など、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	第70期	第71期
	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
当期末処分剰余金	4,535,862	4,810,784
利益準備金	-	3,690,000
特別積立金	3,900,000	400,000
出資に対する配当金	588,816	662,707
	年3%	年3%
計	4,488,816	4,752,707
繰越金(当期末残高)	47,045	58,076

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表の注記

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日および平成13年3月31日(旧広島第一信用組合分)

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,494百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	4,158百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,590 百万円

4. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規程に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率に基づき引当てしております。破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、予め定めている資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期の翌期から損益処理しております。過去勤務費用については、その発生年度における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(8年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

当組合は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職一時金制度および企業年金基金(旧厚生年金基金)制度を設けております。そのうち、企業年金基金(旧厚生年金基金)制度については複数の信用組合により設立された全国信用組合厚生年金基金に加入していましたが、令和3年3月1日付をもって、全国信用組合厚生年金基金は確定給付企業年金制度に移行しました。

なお、当組合は、全国信用組合厚生年金基金から確定給付企業年金制度への移行に伴い、複数の信用組合により設立された全国信用組合企業年金制度を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

(自令和3年4月分 至令和4年3月分) 1.394%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金33百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 重要な会計上の見積り

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金	△ 8,425,461千円
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,951,767千円)

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金を見積もるための算出方法および主要な仮定は、(注)6に記載の通りであります。

現状の貸倒引当金計上額は、融資先の経営状況および資金繰りの状況等の情報に基づいて、最善の見積りを行っていると考えております。また、新型コロナウイルスの感染症は収束に向かっており、感染症の発生から間もない時期と比べて、企業の業績に与える影響の程度は相対的に低くなりつつありますが、一方で長期化するロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の上昇、原材料価格の高騰等は、コロナ禍によるダメージが色濃く残る企業の業績に影響を及ぼしており、貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定を置き貸倒引当金の見積りを行っております。

しかし、予期せざる事由によって、融資先の経営状況の悪化、担保価値の下落、貸倒損失の予想以上の発生等により、貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、翌期の計算書類において貸倒引当金が不十分となり貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなる可能性があります。

(2)繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,154,398千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額やタックス・プランニング、期末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消される際に課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。

将来の課税所得見込額については、過去の業績や近い将来、経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案した結果、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでおりますが、課税所得が生じる時期および金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動、タックス・プランニングによって影響を受ける可能性があり、業績の悪化等により企業の分類が変更となった場合は、翌期の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

17. 会計方針の変更

時価算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる、計算書類への影響はありません。

18. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行い、また、定期的に常勤理事会等を開催し審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規定および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMIに関する方針に基づき、常勤理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会等に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、常勤理事会等の監督の下、市場リスク管理規程に従い行っております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式は、政策投資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、常勤理事会等において定期的に報告しております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

財務諸表(その3)

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

19. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、譲渡性預金につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	148,341 百万円	148,488 百万円	146 百万円
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	58,894	57,286	△1,608
その他有価証券	7,504	7,504	-
(3) 貸出金(*1)	779,896		
貸倒引当金(*2)	△8,425		
	771,470	812,881	41,411
金融資産計	986,211	1,026,160	39,949
(1) 預金積金(*1)	841,643	842,224	581
(2) 借入金(*1)	84,500	84,500	0
金融負債計	926,143	926,725	581

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式、その他の証券は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	252 百万円
組合出資金(*2)	2,519
合 計	2,772

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預け金(*1)	85,341 百万円	63,000 百万円	-	-
(2) 有価証券				
満期保有目的の債券	1,021	8,043	33,911	15,917
その他の有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
(3) 貸出金(*2)	252,690	396,271	101,046	29,886
合計	339,052	467,314	134,957	45,803

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 期間の定めのない貸出金は「1年以内」に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預金積金(*3)	812,754 百万円	28,889 百万円	-	-
(2) 借入金	84,500	-	-	-
合計	897,254	28,889	-	-

(*3) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に定めています。

20. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	6,121 百万円	6,672 百万円	551 百万円
社 債	704	706	2
小 計	6,825	7,379	553

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	1,273 百万円	1,227 百万円	△45 百万円
社 債	50,795	48,679	△2,116
小 計	52,069	49,907	△2,161
合 計	58,894	57,286	△1,608

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)子会社・子法人等株式および関連法人等株式はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	6,059 百万円	4,462 百万円	1,597 百万円
そ の 他	273	245	28
小 計	6,333	4,707	1,625

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1,170 百万円	1,562 百万円	△392 百万円
合 計	7,504	6,270	1,233

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

21. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
22. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
23. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,021 百万円	8,043 百万円	33,911 百万円	15,917 百万円
国 債	120	200	1,731	5,342
社 債	901	7,843	32,180	10,574
合 計	1,021	8,043	33,911	15,917

24. 減損処理した有価証券はありません。
25. 金銭の信託の取扱いはありません。
26. 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。
27. 消費貸借契約等により貸付けている有価証券はありません。
28. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	508 百万円
危険債権額	4,977
三月以上延滞債権額	147
貸付条件緩和債権額	6,486
合計額	12,119

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,179百万円であります。

30. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、46,544百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが46,544百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 有形固定資産の減価償却累計額 6,244 百万円
32. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,478 百万円
33. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両等についてリース契約により使用しています。
34. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,663 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	44
賞与引当金	59
減価償却超過額	16
未払事業税	92
その他	284
繰延税金資産小計	2,161
評価性引当額	△657
繰延税金資産合計	1,504
繰延税金負債	
資産除去債務費用	8
有価証券評価差額金	341
繰延税金負債合計	349
繰延税金資産の純額	1,154

35. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|------|------------|
| 担保に提供している資産 | 預け金 | 85,500 百万円 |
| | 有価証券 | 0 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 84,500 |

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 17,305百万円を担保として提供しております。

36. 出資1口当たりの純資産額 1,442円95銭

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	16,336	16,574	16,923	17,679	18,699
業務純益	9,737	10,126	10,340	11,534	11,307
コア業務純益	9,485	9,652	10,136	11,041	11,954
経常利益	5,434	5,832	5,906	6,241	6,636
当期純利益	3,703	4,009	4,183	4,526	4,650
預金積金残高	645,430	664,687	744,639	802,757	841,643
貸出金残高	562,431	585,595	647,842	704,370	779,896
有価証券残高	10,235	13,539	45,527	66,343	66,651
総資産額	931,419	982,691	1,021,041	1,027,064	1,004,780
純資産額	48,290	51,335	55,537	59,341	67,600
自己資本比率(単体)	10.24%	10.34%	10.61%	10.07%	10.38%
出資総額	20,011	19,876	19,794	19,631	23,424
出資総口数	40,022千口	39,752千口	39,589千口	39,263千口	46,848千口
出資に対する配当金	587	595	593	588	662
職員数	376人	400人	395人	358人	359人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.職員数は、役員、臨時の雇用者を除いた人数です。

■ 会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である暁和監査法人の監査を受けております。

■ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第71期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月12日

広島市信用組合 理事長 山本明弘